

田尻町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	田尻町教育委員会
任命権者	田尻町教育委員会教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
田尻町教育委員会における障害者雇用に関する課題	田尻町教育委員会においては、令和6年6月1日現在では、法定雇用率2.8%を満たしていない。今後、令和8年7月には、地方自治体の法定雇用率は、3.0%に引上げとなる予定である。 そのため、法定雇用率の達成はもちろんのこと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.58% （評価方法）毎年の任用状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育管理課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害のある職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価に係る面談を活用し、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○障害者を対象とした職員の募集の拡充を行うなど、就労可能な障害者の雇用機会の確保に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大をできるよう、適切な支援、配慮に努める。